

平成30年度 自衛消防業務新規講習案内

《 福岡市消防局 》

【 受講対象者 】

消防法施行令第4条の2の4の規定に基づく防火対象物の消防計画において定める自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の班長として従事される方が対象となります。

1 受講申込みについて

受講を希望される方は、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

福岡市消防局防災センター事業推進課 092-847-5990

2 講習日 ※ 第1回目講習の申込受付は、3月14日(水)9:00から開始します。

回	講習日	回	講習日
1	4月12日(木)・13日(金)	15	9月20日(木)・21日(金)
2	5月10日(木)・11日(金)	16	10月11日(木)・12日(金)
3	5月17日(木)・18日(金)	17	11月1日(木)・2日(金)
4	5月24日(木)・25日(金)	18	11月15日(木)・16日(金)
5	6月7日(木)・8日(金)	19	12月6日(木)・7日(金)
6	6月20日(水)・21日(木)	20	12月13日(木)・14日(金)
7	6月28日(木)・29日(金)	21	12月20日(木)・21日(金)
8	7月5日(木)・6日(金)	22	1月17日(木)・18日(金)
9	7月12日(木)・13日(金)	23	1月30日(水)・31日(木)
10	7月26日(木)・27日(金)	24	2月7日(木)・8日(金)
11	8月9日(木)・10日(金)	25	2月14日(木)・15日(金)
12	8月23日(木)・24日(金)	26	2月27日(水)・28日(木)
13	9月6日(木)・7日(金)	27	3月6日(水)・7日(木)
14	9月13日(木)・14日(金)	28	3月14日(木)・15日(金)

3 講習時間 : 1日目 9時30分～17時30分まで(受付時間:9時00分～9時25分)
: 2日目 9時30分～16時30分まで(受付時間:9時00分～9時25分)

4 講習会場 : 福岡市民防災センター講習棟 (福岡市早良区百道浜1丁目3番3号)

5 講習科目の一部受講の免除について

次に該当する方は、申請により講習科目の一部の受講を免除することができます。

講習科目を免除される者	免除される科目	免除される時間 (1日目に限る)
甲種防火管理新規講習及び 防災管理新規講習を修了 している者	・防火管理及び防災管理の意義と制度	9:30～12:30
	・防災設備等に関する知識	13:30～14:30
	・自衛消防組織並びに統括管理者及びその 要員の役割と責任	14:30～17:30

※ 免除申請をされた方も、その一部又は全部の科目を受講することはできません。

※ 講習の受講を免除するもので、効果測定は免除されません。

6 受講料 : 40,000円 (非課税)

※ お支払いは受講当日となります。

※ お支払い後の受講料の返金は出来ませんので、予めご了承下さい。

【 自衛消防組織について 】

平成 19 年 6 月の消防法改正により、大規模建築物等については、自衛消防組織の設置が義務づけられています。

自衛消防組織の統括管理者及び本部隊の班長となる方は、自衛消防業務に関する講習の受講が義務となります。

自衛消防業務に関する講習には、「新規講習」と「再講習」があります。

再講習は、最後に受講（新規講習，再講習又は追加講習）した日以後の最初の4月1日から5年を経過しない日までに受講する必要があります。

自衛消防組織を設置する防火対象物		(令第4条の2の4)
対 象 用 途		規 模
劇場等 (1項)	風俗営業店舗等 (2項)	①階数が11以上の防火対象物 延べ面積1万㎡以上
飲食店等 (3項)	百貨店等 (4項)	
ホテル等 (5項イ)	病院・社会福祉施設等 (6項)	
学校等 (7項)	図書館・博物館等 (8項)	
公衆浴場等 (9項)	車両の停車場等 (10項)	
神社・寺院等 (11項)	工場等 (12項)	
駐車場等 (13項イ)	その他の事業場 (15項)	
文化財である建築物 (17項)		
+		②階数が5以上10以下の防火対象物 延べ面積2万㎡以上
+		
		(階数は、地階を除く)
+		延べ面積1,000㎡以上
+		
地下街(16項の2)		

